

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者  
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者  
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者  
各和歌山県所管介護医療院管理者  
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長  
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長  
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者  
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、全国 11 都府県に発令中の緊急事態宣言について、本日、栃木県を除く 10 都府県で延長することが決定されました。

一方本県においては、入院中の方が 83 名（2 月 2 日 13 時時点）、さらに先般、**和歌山市内の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、集団感染が確認**されるなど、**今後も状況によっては、更なる感染拡大（集団感染）と医療機関の負担増が危惧される状況**となっています。また、**医療従事者や福祉事業所の職員が、症状があるにも関わらず出勤して感染が拡大する事例も発生**しています。

**高齢者施設・事業所の施設長・管理者におかれては、事業所内に感染を絶対持ち込まないよう**、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」（令和 2 年 10 月 15 日付厚生労働省事務連絡）等で示された**留意点について、再度、徹底していただきますよう**お願いいたします。

また、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、厚生労働省から下記のとおり通知がありましたので、内容について了知いただくとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例及び和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例のリーフレット（和歌山県作成）を別添により添付しますので、職員に周知いただくとともに、施設等における研修にご活用いただきますようお願いいたします。

記

## 1. 高齢者施設・事業所の皆さまに、再度徹底いただきたい事項

(1) 「新型コロナウイルス感染症発生報告・第 361 報」（令和 3 年 2 月 2 日県記者発表）（重要なお知らせ）、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」（令和 2 年 10 月 15 日付厚生労働省事務連絡）等より

- ・ 高齢者施設・事業所におかれては、**手洗い、消毒、マスク着用等基本的な感染予防対策、毎朝の自宅での検温及び出勤時の検温等健康管理を確実に実施**されるようお願いいたします。

- ・ 発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診するとともに、通勤、通学はせず、外出も控えるようお願いします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失していても、通勤、通学は無理をしないようお願いします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤、通学はしないようお願いします。
- ・ 高齢者施設・事業所の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、利用者・家族又は職員が利用者の体温を計測するとともに、職員が利用者の家族の健康状態の確認も行い、発熱や体調不良が認められる場合は、サービスの利用を断る等の取扱いをされるようお願いします。

## 2. 厚生労働省等からの通知（新型コロナウイルス感染症関係）

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和3年度における取扱いについて（令和3年1月22日付け厚生労働省事務連絡）
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのメンタルヘルス相談窓口の設置について（令和3年1月19日付け厚生労働省事務連絡）
- (3) 病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について（令和3年1月14日付け厚生労働省事務連絡） ※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。  
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0115115226201/ksvol.911.pdf>
- (4) 高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）（令和3年1月8日付け和歌山県健康推進課事務連絡、令和2年12月25日付け厚生労働省事務連絡）
- (5) 介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）（令和3年1月7日付け厚生労働省事務連絡）

## 3. 厚生労働省等からの通知等（新型コロナウイルス感染症以外関係）

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について（令和3年1月25日付け厚生労働省事務連絡） ※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。  
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0126090431479/ksvol.916.pdf>
- (2) 訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて（周知徹底）（令和3年1月15日付け厚生労働省基監発0115第1号、老認発0115第2号通知） ※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。  
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2021/0118091516853/ksvol.912.pdf>
- (3) 和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例（リーフレット）（改正：令和2年12月24日）  
※下記 URL からダウンロードして、ご活用ください。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00203694.html>
- (4) 和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（リーフレット）（公布・施行：令和2年12月24日） ※下記 URL からダウンロードして、ご活用ください。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00206062.html>
- (5) STOP コロナ差別 相談ダイヤル（チラシ） ※下記 URL からダウンロードして、ご活用ください。  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00205430.html>

県介護サービス指導室  
TEL：073-441-2527（直通）

事務連絡  
令和3年1月22日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等の令和3年度における取扱いについて

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

令和3年1月18日に、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の改正について、社会保障審議会において諮問・答申がなされたところですが、令和3年度より、通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点からの特例措置を導入するなど、感染症・災害への対応力強化を図ることとしています。【別添】

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）でお示ししている請求単位数の特例及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）」（令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の間1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止することといたします。なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と同様、2年です。

各都道府県におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管内市町村、サービス事業者等へ周知をお願いいたします。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、当面の間は変更の予定はありません。変更を行う場合は改めて周知いたします。

**■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築****（1）日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進****○感染症対策の強化**

介護サービス事業者に、**感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求め**る観点から、以下の取組を義務づける。

- ・ **施設系サービス**について、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・ **その他のサービス**について、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

（※3年の経過措置期間を設ける）

**○業務継続に向けた取組の強化**

感染症や災害が発生した場合であっても、**必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築**する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、**業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等**を義務づける。

（※3年の経過措置期間を設ける）

**○災害への地域と連携した対応の強化**

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。**

**○通所介護等の事業所規模別の報酬に関する対応**

通所介護等の報酬について、感染症や災害等の影響により利用者が減少等した場合に、**状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、足下の利用者数に応じて柔軟に事業所規模別の各区分の報酬単価による算定を可能とする**とともに、**臨時的な利用者の減少に対応するための評価を設定する。**

## 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、以下の特例措置を設ける。

(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護)

### 規模区分の変更の特例

- より小さい規模区分がある大規模型について、事業所規模別の報酬区分の決定にあたり、前年度の平均延べ利用者数ではなく、**延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができる**こととする。【通知改正】

※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

### 同一規模区分内で減少した場合の加算

- 延べ利用者数の減が生じた月の実績が前年度の平均延べ利用者数から**5%以上減少している場合、3か月間**(注1)、基本報酬の**3%の加算**を行う(注2)。【告示改正】

※ 利用者減の月の翌月に届出、翌々月に適用。

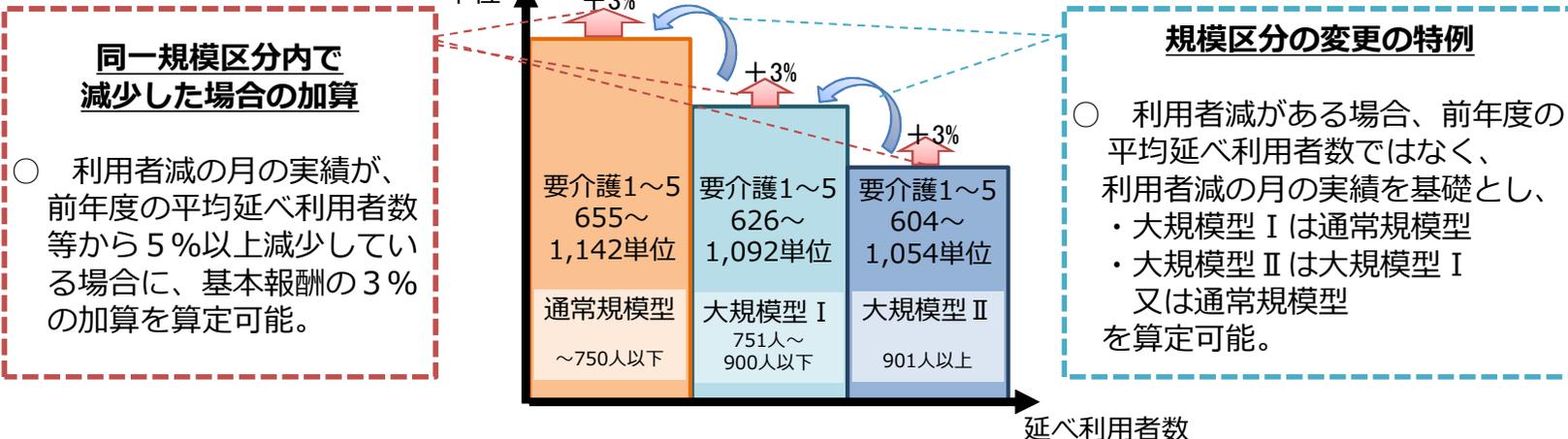
なお、**現下の新型コロナウイルス感染症の影響**による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、**年度当初から即時的に対応**を行う。

(注1)利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は、一回の延長を認める。

(注2)加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

### 【通所介護の場合】

(7時間以上8時間未満の場合)  
単位



(※)「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。

(注) 通所系サービスの二区分上位の特例等(令和2年6月より実施)については、上記の対応が実施されるまで(令和3年3月末まで)とする。

事務連絡  
令和3年1月19日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のための  
メンタルヘルス相談窓口の設置について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染事例が発生した場合や感染リスクが高い者との接触による介護施設等の職員に生じる心身の負荷に対する支援を行うことを目的として、メンタルヘルス相談窓口を設置しました。また公益社団法人全国老人福祉施設協議会及び公益社団法人全国老人保健施設協会においても、メンタルヘルス相談窓口が設置されていますので、御了知の上、管内各市町村及び関係団体等に周知いただきますようお願いいたします。

- 公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
URL : <https://js-cocomen.com/>
- 公益社団法人全国老人保健施設協会  
URL : <https://booking.roken.or.jp/>
- 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのメンタルヘルス相談窓口  
URL : [https://www.murc.jp/cam/covid19\\_soudan/](https://www.murc.jp/cam/covid19_soudan/)

事務連絡  
令和3年1月14日

都道府県  
各 保健所設置市 衛生主管部（局） 御中  
特別区

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について

高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年10月15日付一部改正）等においてお示ししているところです。

感染拡大に伴い入院患者が増加していることも踏まえ、病床ひっ迫時の留意事項等について下記のとおり整理しましたので、適切に対応いただくとともに、管内の高齢者施設に対して周知をお願いします。

## 記

### 1. 基本的な考え方

- 高齢者施設が提供するサービスは、入所者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染拡大防止対策を徹底した上で、必要なサービスを継続的に提供できるようにすることが重要である。
- このため、「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について」（令和2年11月24日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等に基づき、これまで示してきた平時から感染時までのケア等の具体的な留意

点、自主点検実施要領、机上訓練シナリオ、感染対策のポイントをまとめた動画や手引きを活用した感染防止対策等の再徹底を行い、感染予防及び感染拡大防止に引き続き取り組むことが求められる。

- また、介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染防止策について、研修プログラム・教材を令和2年11月9日より順次公開し、「介護保険サービス従業者向けの感染対策に関する研修について（その3）」（令和2年12月14日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）では感染症の専門家による実地研修に係る実施要綱を示しており、高齢者施設等においては、これらの研修も活用し一層の感染症対応力の向上に努めることが求められる。
- 高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院としているところであるが、感染が拡大し、医療への負荷が高まっている中で、病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床がひっ迫する場合には、高齢者等のうち、医師が入院の必要がないと判断した場合は宿泊療養（適切な場合は自宅療養）としても差し支えないこととしている（「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」（令和2年11月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡））。
- 施設に入所している者についても、同様の場合には、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があるが、入院措置の運用については、高齢者施設の構造設備や人員上、適切なゾーニングが困難な場合があること等の高齢者施設の特性等を勘案した上で、都道府県等において適切に判断いただきたい。

## 2. 都道府県等における取組

- 病床ひっ迫時については、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があり、その際には、都道府県等において、可能な支援や当該施設の個別の状況（構造・人員等）も考慮し、別紙の留意点を踏まえた支援体制を整えることを前提とした上で、入所継続の指示を行うこと。
- 入所継続中は、モニタリングと医療への迅速なアクセスの確保が重要であり、入所継続の指示を行っている施設であっても、症状の悪化・急変の徴候が認められる場合には入院を行うこと。
- また、以下のとおり積極的に行政検査を実施すること。
  - ・濃厚接触者と有症状者には全例検査を行う。
  - ・無症状かつ濃厚接触に当たらない場合でも、可能な限り広範囲に検査を行う。
  - ・特に集団感染が疑われる場合には、同一棟または同一施設の入所者及び職員の原則全員に対して、検査を実施することを積極的に検討する。

- 支援体制整備や検査の実施にあたっては、衛生部局が中心となりつつ、施設の特性・構造等に係る情報収集、介護職員の応援、物資の供給等については福祉部局等も協働し、組織的な対応を行うこと。
- 感染管理専門家の派遣、人員確保等に活用できる支援策について4にまとめており、積極的に活用すること。

### 3. 高齢者施設における取組

- 施設内で入所継続を行う場合には、感染の拡大を防止するため、保健所や派遣された感染管理専門家の指示に従って対応することとし、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点（その2）（一部改正）」における、別紙「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」の2.（5）②を参考にしつつ、特に、以下のような点について留意すること。

#### （1）生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）等

保健所や派遣された感染管理専門家と相談し、施設の構造、入所者の特性を考慮した上で、以下の点に留意して対応すること。

- ・ 感染している入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の食事場所や生活空間、トイレ等を分けること。
- ・ 感染している入所者及び濃厚接触者やその居室が判別できるように工夫すること。
- ・ 居室からの出入りの際に、感染している入所者と、感染していない入所者（濃厚接触者及びその他の入所者）が接することがないようにすること。
- ・ 職員が滞在する場所と感染している入所者の滞在する場所が分かれるようにするとともに、入口などの動線も分かれるようにすること。
- ・ 感染している入所者に直接接触する場合または患者の排出物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。
- ・ 感染している入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等、特段の注意を払うこと。
- ・ 个人防护具の効率的な利用等については、「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を、生活空間等区分けの考え方、个人防护具の着脱方法については、宿泊療養施設における非医療従事者向け感染対策の動画も参照すること。

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

(参考：「介護現場における感染対策の手引き 第1版」より (一部改変))

●ゾーニング\* (区域をわける)

\*清潔と不潔のエリアを明確にして区切ること、不潔な区域から病原体を持ち出さないようすること。人や物の出入りを制限し、誰がみても「エリアが分かれている」ことがわかるようにすることが重要。

<介護職員の対応>

- ・感染症にかかった利用者があるエリアと、そうでないエリアに分けて、感染が拡大しないようにします
- ・その際、各エリアを職員が行き来するのではなく、各エリアの受け持ちを決めます
- ・感染症にかかった利用者が入るエリアの中でも、動線が交差しないように人の動きに注意します
- ・感染症にかかった利用者が使用した物品等は、そのエリア内で廃棄や消毒ができるようにします
- ・可能であれば、職員更衣室での接触を避けるため、各エリアに更衣室を設定することが推奨されます
- ・エリアを越えた利用者の移動は行わないようにします

<利用者の対応>

- ・感染症にかかった利用者がエリアの外にでないようにします
- ・専用のトイレを設け、利用者の使用後には消毒を行います
- ・原則、家族等の面会も断ります

●コホーティング\* (隔離)

\*コホーティングとは、感染患者をグループとしてまとめ、同じスタッフがケアにあたることで、施設内で周囲から区別・隔離すること。

<介護職員の対応>

- ・感染症にかかった利用者を個室管理にします。また、1か所の部屋に集めるなど、他の利用者へ感染が拡大しないようにします
- ・感染症にかかった利用者の部屋には、手袋やエプロンなど、標準予防策(スタンダード・プリコーション)が速やかに行えるように設置します
- ・入退室時には、手袋の着用の有無にかかわらず、手指衛生を行います
- ・退室する前に、手袋やエプロンを外し、感染性廃棄物に廃棄します

<利用者の対応>

- ・部屋の外に出ないようにします
- ・原則、家族等の面会も断ります

(2) 入所者の健康管理等について

- ・健康管理の方法や、症状に変化があった場合等の相談先を含めた連絡・報告フロー等の対応方針を都道府県等に予め相談・確認し、同方針に従って対応

すること。

- ・ 感染している入所者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要であり、保健所等の指示に従い、例えば、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確認、パルスオキシメーター等も使用した状態の確認、状況に応じた必要な検査の実施等を行い、入所者から聞き取った内容とともにケア記録に記載すること。また、症状や状態に変化があった場合には、事前確認した方針に従い、速やかに医師、保健所等に相談すること。新型コロナウイルス感染症の患者は、状態が急変する可能性もあることに留意が必要であること。
- ・ 他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出た場合には、速やかに医師、保健所等と相談すること。

### (3) 濃厚接触者となった職員の就業制限

- 施設内感染等により濃厚接触者となった職員の就業制限は次のように推奨され、特に、入所継続時においては、過大に就業制限をかけて、施設機能を低減しないように配慮する。
  - ・ 濃厚接触者となった職員は、最終曝露日から14日間自宅待機とし、健康観察の結果、症状の出現がなければ就業可とする。
  - ・ 濃厚接触者とならなかった職員に就業制限をかける必要はないが、状況を踏まえて施設で判断する。マスク着用や手指衛生等の感染対策を徹底するとともに、発熱と症状を確認しながら就業することは可能である。

### (4) 情報の共有

- ・ 管理者は、職員体制、入所継続している感染者の状況、その他の入所者の状況、物資の状況等について、1日1回以上を目安に指定権者又は許可権者に報告を行うこと。

## 4. 補正予算等による支援策

- 感染者が発生した施設等への支援、発生時に備えた支援として、以下の事業等が活用可能であるため、積極的に活用すること。

### (1) 感染者発生時の医療従事者や感染管理専門家等の派遣

- ・ 保健所や自治体、地域の医療機関等を通じた専門家派遣、相談・支援体制確保
- ・ DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））：DMAT・DPATや医療チームを新型コロナウイルス感染症患者が増加している医療機関等へ派遣する医療機関（派遣元）に対する支

援を行うもの。また、クラスター発生時に、都道府県看護協会から当該施設への感染管理認定看護師等の派遣に係る費用等を支援。【別添1】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000677168.pdf>

- ・ 感染症対策専門家派遣等事業：日本環境感染学会への委託事業。本事業を活用するために自治体への連絡を行う。支援を受ける高齢者施設がこの枠組みを活用するためには、地方自治体を介して学会に要請することが基本である。地方自治体は、派遣の必要性を高齢者施設の要請に基づいて判断し、学会に要請を伝える。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000677168.pdf>

## (2) 感染者発生時の応援職員派遣

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業：感染者が発生した施設等における事業継続に必要な人員確保のために必要な経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当等）、感染者が発生した施設等に職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当等）等を支援。人員不足が見込まれる場合に、本事業を活用し、臨時に看護職員等を雇用することも可能である。【別添2】
- ・ 社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業（災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業）：職員が不足する事業所と応援派遣の協力が可能な施設間の調整費用及び応援職員を派遣する場合の旅費や宿泊費用等を支援。【別添3】
- ・ 各都道府県で構築している応援体制の活用  
（応援体制の構築に当たっては「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」が活用可能）【別添4】

## (3) 発生時に備えた対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）：感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要な外部専門家等による研修実施、感染防止のための増員のため発生する追加的人件費等を支援。【別添4】
- ・ 地域医療介護総合確保基金・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金：介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助。【別添5、6】

<高齢者施設に入所継続の指示を行う際の留意点>

1 対象施設

- 介護医療院、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

2 施設の構造設備の考慮

- 専門家の助言の下、当該施設の構造（フロアの構造、多床室、ユニット、個室等）や応援を含めた人員体制の確保により、適切なゾーニングが可能であること。

3 医療・ケアに係る人員体制支援

- 施設の人員配置状況も勘案しつつ、以下の体制を確保する。
  - ・ 医師：必要時に診療・健康相談が可能な体制（オンコールでも可）
  - ・ 看護師：適時の健康管理、状態の変化確認が可能な体制。日中は原則1人以上常駐、夜間はオンコールでも可（医療従事者が配置されている施設はその者による対応を基本）。ただし、施設職員の協力の下、医療従事者からの適切な助言の上で健康管理ができ、即時の相談体制が確保されている場合には、施設内感染の規模や入所者の状態を十分に勘案して、オンコール体制としても差し支えない。その際にはICTの活用も検討すること。
  - ・ 介護職員：必要に応じて応援職員派遣
- パルスオキシメーター等健康状態を把握するための検査機器の配備や使用法に関する助言を行うこと。

4 急変時等の対応方針の確認

- 症状や状態に変化があった場合の相談・対応方針や医療機関へ移送が必要となった場合の移送手段、受入医療機関の候補等の事前確認。

5 感染拡大防止対策に関する専門家の派遣

- 保健所や自治体、地域の医療機関等を通じて、ゾーニング等の感染拡大防止対策に関する専門家等を派遣。

6 必要な物資の供給

- 防護具等について、施設から依頼があった場合の速やかな物資供給。

7 検査の実施

- 当該施設の職員及び入所者に対する原則全員への検査の徹底。

事 務 連 絡  
令和 2 年 12 月 25 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

高齢者施設等への検査の再徹底等について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、全国の新規感染者数は過去最多の水準が続いており、これまで大きな感染が見られなかった地域でも新たに感染拡大の動きが見られるなど全国的な感染拡大も懸念されるところです。また、新規感染者のうち高齢者の数も多くなっており、これに伴う入院者、重症者の増加により、医療提供体制や公衆衛生体制への負荷も増大している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への検査については、これまでも「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」（令和 2 年 11 月 19 日付け事務連絡<sup>1</sup>）及び「クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）」（令和 2 年 11 月 20 日付け事務連絡<sup>2</sup>）などにより、入所者や従事者に対する積極的な検査の実施をお願いしているところですが、高齢者施設等での集団感染も依然として多数発生していることを踏まえ、下記のとおり、一層の取組を推進していただきますようお願いいたします。

---

<sup>1</sup> 高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）（令和 2 年 11 月 19 日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696766.pdf>

<sup>2</sup> クラスターが複数発生している地域における積極的な検査の実施について（要請）（令和 2 年 11 月 20 日付け事務連絡） <https://www.mhlw.go.jp/content/000697084.pdf>

## 記

### 1. 高齢者施設等に対する検査の実施状況と引き続きの徹底について

上記 11 月 19 日付け及び 20 日付けの事務連絡に関連して、陽性者が発生した高齢者施設等での入所者・従事者全員への原則検査や、クラスターが複数発生している地域における高齢者施設、医療機関等への積極的な検査について実施状況（12 月 3 日まで）の報告をいただいたところです。

#### <参考> 高齢者施設等に対する検査実施状況の結果

11/19、11/20 の事務連絡発出後から 12/3 までの 2 週間程度の実施状況を把握

- ・ 陽性者が発生した高齢者施設等で入所者・従事者全員に原則として検査を実施（214 施設）
- ・ クラスターが複数発生している地域において、219 の高齢者施設・医療機関等、281 の飲食店等で検査を実施。

上記事務連絡の趣旨に沿って、高齢者施設等への重点的な検査に取り組んでいただいていると考えておりますが、他方で、高齢者は症状が重症化しやすく、医療提供体制への負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や早期対応が一層重要であることから、引き続き、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等に対する検査について、対応の再徹底をお願いいたします。

- ・ 高齢者施設等の発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や、陽性者が発生した場合に当該施設の入所者及び従事者全員を原則対象とした検査が速やかに実施されるよう、取組の徹底を図ること。（11 月 19 日付け事務連絡関係）
- ・ 感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、感染者が一人も発生していない施設等であっても、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を行うようお願いしており（9 月 15 日付け事務連絡<sup>3</sup>、

---

<sup>3</sup> 「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について（令和 2 年 9 月 15 日付け事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>

11月16日付け事務連絡<sup>4</sup>)、特に直近1週間で中規模以上のクラスターが複数発生している地域では、11月20日付け事務連絡で示した優先順位も踏まえて、高齢者施設等に積極的な検査を実施することについて、取組の徹底を図ること。(11月20日付け事務連絡関係)

## 2. 検査の体制の確保等

- ① 高齢者施設等の入所者・従事者で発熱、呼吸器症状、倦怠感等の症状を呈する方に対する検査や、陽性者が発生した時の当該施設の入所者等への検査が速やかに受けられるよう、また、感染者が多数発生している地域等での積極的な検査が受けられるよう、体制の整備に努めていただくようお願いいたします。

体制の整備に当たっては、発熱等の場合に受診する診療・検査医療機関の体制整備のほか、衛生部局と福祉部局が連携し、例えば、各高齢者施設等の配置医師や、同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、施設が平時に連携している医療機関の協力及び民間の登録衛生検査所の協力を得て、検体採取・検査分析を実施できるようあらかじめ調整を行っておくことや、施設等への出張方式での検体採取の実施等も含め、保健所の逼迫を極力回避するため外部委託の最大限の活用をご検討下さい。(参考：8月7日付け事務連絡<sup>5</sup>)

- ② 季節性インフルエンザについては、直近(51週：12月14日～20日)では全国約5000の定点医療機関からの合計報告数は70件となっており、昨シーズンの同時期と比べて1000分の1以下と、依然として低い水準となっています。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域においては、発熱患者等が医療機関を受診した際に、他の疾患の疑いが強い場合を除き、積極的にCOVID-19の検査を実施するよう、あらためて診療・検査医療機関への周知をお願いいたします。(「季節性イ

---

<sup>4</sup> 医療機関、高齢者施設等の検査について(再周知)(令和2年11月16日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>

<sup>5</sup> 高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時等の検査体制について(令和2年8月7日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000658370.pdf>

ンフルエンザと COVID-19 の検査体制について」(11月20日付け事務連絡)<sup>6</sup>(関係)

また、発熱患者等から COVID-19 の検査について、受診・相談センターや保健所に相談があった場合にも、上記の感染状況を踏まえ、必要な COVID-19 の検査が速やかに受けられるよう、調整を行っていただくようお願いいたします。

### 3. 感染防止対策の徹底、感染発生時の感染管理の徹底等

高齢者施設等への対応については、上記の検査の徹底のほか、感染の発生防止や、感染発生時の早期収束のための感染管理等も併せて重要です。

このため、厚生労働省においても、

- ・ 感染発生防止のため、感染対策のポイントをまとめた動画や手引きを活用した感染防止対策等の再徹底<sup>7</sup>や、感染管理認定看護師等の派遣による感染対策についての実地研修の実施<sup>8</sup>、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」における感染対策に必要な物品購入支援等の引き続きの実施
- ・ 感染発生時の早期収束のための感染管理の徹底や感染症対応力向上のため、専門家派遣等による感染管理等の関連支援についての再周知<sup>9</sup>、感染発生時の職員不足に対応するための高齢者施設等間の応援体制構築の促進、新型コロナウイルス感染症 BCP の策定支援ガイドラインの作成・周知<sup>10</sup>などを行っているところです。

これらも踏まえつつ、都道府県等におかれては、衛生部局と福祉部局が連携し、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症の感染の予防、早期

---

<sup>6</sup> 季節性インフルエンザと COVID-19 の検査体制について (令和2年11月20日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697220.pdf>

<sup>7</sup> 高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について (令和2年11月24日付け事務連絡 (介護保険主管部局宛)) <https://www.mhlw.go.jp/content/000709355.pdf>

<sup>8</sup> 介護保険サービス従業者向けの感染対策に関する研修について (その3) (令和2年12月14日付け事務連絡 (介護保険主管部局宛))

<https://www.mhlw.go.jp/content/000710965.pdf>

<sup>9</sup> 感染拡大に伴う入院の患者増加に対応するための医療提供体制確保について (令和2年12月25日付け事務連絡)

<sup>10</sup> 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

発見・対応、発生時の早期収束に向けた感染管理等が着実に行われるよう、取組の推進をお願いいたします。

なお、陽性者が出た場合の取扱いについては、濃厚接触者に該当しない介護従事者に対して、幅広く検査を実施する場合、個別具体的な検査対象者の感染の疑いに着目して行う検査ではないため、検査対象者は、濃厚接触者として取り扱うこととはしないこと（14日間の健康観察の対象とはしない）、この場合、検査対象者は、健康観察の対象外であり、引き続き、従事可能であること等を示しておりますのでご参考下さい。（12月8日付け事務連絡<sup>11</sup>）

---

<sup>11</sup> 医療機関、高齢者施設等の検査について（令和2年12月8日付け事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000703307.pdf>

事務連絡  
令和3年1月7日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

## 介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

1月7日に緊急事態宣言が発出されたところですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））において、「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）」については、事業の継続を要請するものとされており、引き続き、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

そこで、介護サービスの継続等について、以下の点に十分留意した対応が取られるよう、管内市町村、事業所へ周知をお願いいたします。

## 記

### 1 感染防止策の徹底

サービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止の為の留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。また、介護サービス事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等をまとめたものをHPに掲載しているので、参考にされたい。

なお、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを継続的に提供するためのかかり増し経費に対する支援については、令和2年度2次補正予算における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）の活用が可能である。

## 2 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、事務連絡でお示ししてきた人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供についても検討すること。（※1）

その際、サービス別の特例について一覧化したものをHPに掲載しているので、参考にされたい。

また、通所介護等においては、居宅で生活している利用者に対して、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に、相応の介護報酬の算定が可能である。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせる場合においても、同様の取扱いが可能である。

さらに、一定の条件で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、相応の介護報酬の算定が可能である。（※2）

※1 一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、感染防止のためにサービスの短時間の実施となった場合も従来通りの報酬算定を可能とすること等柔軟な取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）等においてお示ししている。

※2 通所介護事業所が、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることで

よい。

### 3 休業する場合の留意点

都道府県等から、公衆衛生対策の観点に基づく休業要請を受けた場合または、感染拡大防止の観点から、自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所は、以下の点に留意すること。

なお、現に休業等している事業所においては、前記の「1 感染防止策の徹底」や「2 柔軟なサービス提供について」を踏まえ、サービスの再開等についても検討されたい。

#### ①利用者への丁寧な説明

居宅介護支援事業所と連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

#### ② 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、自主的に休業やサービスを縮小している事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護サービスの適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

### 4 事業所の事業継続

休業や事業縮小等を行う場合、事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の事業等の活用が可能であること。

#### i 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の活用について

利用者や職員等に感染者が発生した事業所のサービス継続に必要な費用として、消毒・清掃費用、衛生用品の購入費用や介護職員の確保に要する費用等について、令和2年度1次補正予算において補助を行うこととしており、職員に対する各種手当等の支給を含めて、柔軟に対応が可能である。加えて、休業した事業所等と連携して対応した事業所等に対する支援も行うこととしている。

#### ii 通所介護事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供

通所介護事業所等が居宅への訪問によるサービスを開始するに当たって、訪問に関するノウハウの習得を必要とする場合には、訪問介護事業所等が、その職員による同行訪問等により通所介護事業所等に対し支援を行うことも考えられる。

その際、上述の令和2年度1次補正予算における新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業において、同行指導への謝金について補助を行っているほか、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「23. 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業」の活用が可能である。

また、市町村においては、在宅医療・介護連携推進事業の「医療・介護関係者の研修」に該当するものとして、地域支援事業が特例的に活用可能である。

### iii 緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保

介護サービス事業所・施設等で感染者が発生した場合などに、当該事業所・施設等のみでの対応が困難になることも想定されることから、都道府県において、平時から介護保健施設等の関係団体等と連携・調整を行った上で、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費の補助を行っている。（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分））

### iv 感染症対策として必要となる衛生用品等の供給について

介護サービス事業所等における感染症対策として必要となる衛生用品等については、感染が発生した介護施設等に対して、マスク、ガウン、フェイスシールド等の防護具等を速やかに供給できるよう、国で購入し、都道府県等で備蓄を行っているほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（令和2年度2次補正予算）等により、都道府県や介護施設等が事業を行う上で必要な衛生用品等を購入する場合の費用補助を行っている。

### v 独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）における融資制度の活用

福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症の影響により事業運営が縮小した介護事業所等に対して、無利子・無担保の資金融資による経営支援を行っていること。

### vi 雇用調整助成金の活用

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、事業主が雇用調整のために休業や教育訓練等を実施し、労働者に休業手当等を支払った場合に支援を行う雇用調整助成金について、今般の新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を踏まえ、特例措置を講じている。

(参考)

**【1 感染防止策の徹底】**

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

[https://corona.go.jp/news/news\\_20200411\\_53.html](https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

- ・「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

- ・介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

- ・「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（令和2年度第2次補正予算）について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00144.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html)

**【2 柔軟なサービス提供について】**

- ・「「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

**【4-i 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の活用について】**

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和2年度1次補正予算）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000715024.pdf>

【4-ii 通所事業所等に対する訪問の実施に当たってのノウハウの提供】

- ・「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」

(令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000640555.pdf>

【4-v 福祉医療機構における融資制度の活用】

- ・「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」

[https://www.wam.go.jp/hp/fukui\\_shingatacorona/](https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/)

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～」  
(別添1)

- ・「～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた医療関係施設等の皆さまへ～」  
(別添2)

【4-vi 雇用調整助成金の活用】

- ・「雇用調整助成金」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)